



愛知労働局発表
平成29年5月29日

担当	愛知労働局労働基準部賃金課
	賃金課長 西田 吉治
	主任賃金指導官 井上 弘美
	電話 052-972-0257

報道関係者 各位

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

—違反事業場の6割強が「愛知県最低賃金額を知らなかった」—

愛知労働局（局長 木暮康二）では、地域別最低賃金（平成28年10月1日に時間額820円から845円へ改定）の履行確保を図るため、平成29年1月から3月にかけて県内の14労働基準監督署（支署）において、集中的な監督指導を実施した結果を以下のとおり取りまとめました。

記

【監督結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場数（別紙表1、5参照）

554 事業場（製造業199件、卸売業・小売業177件、宿泊業・飲食業89件、その他89件）

うち、最低賃金法違反のあったもの 136 事業場（全体の 24.5%）

（愛知県最低賃金額（845円）以上の賃金を支払っていないもの）

* 違反率24.5%は過去5年間で最高（別紙表2参照）

(2) 最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

① 監督実施事業場の全労働者数：9,755人（別紙表3参照）

うち、愛知県最低賃金未満であったもの 486人（5.0%）

② 最低賃金未満の労働者について（別紙表3、4参照）

- 81.5%が女性労働者（396人）
- 94.7%がパート・アルバイト（460人）
- 32.5%が65歳以上（158人）

③ 違反のあった主な業種（別紙表5、6参照）

違反事業場136件のうち、約9割は以下の3業種

- 製造業 : 47件（違反事業場の34.6%）（監督指導事業場の23.6%）
- 卸売業・小売業 : 41件（違反事業場の30.1%）（監督指導事業場の23.2%）
- 宿泊業・飲食業 : 30件（違反事業場の22.1%）（監督指導事業場の33.7%）

④ 違反事業場における最低賃金未満の労働者の賃金が820円以下の事業場

・・・111事業場（81.6%）

(3) 最低賃金に対する認識 (別紙表7参照)

違反事業場(136)のうち、90事業場(66.2%)が適用される最低賃金額を知らない

- ・「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」と回答
・・・・・・・・79事業場(58.1%)
- ・「最低賃金が適用されることを知らなかった」と回答
・・・・・・・・11事業場(8.1%)

(4) 最低賃金以上を支払っていなかった理由 (別紙表8参照)

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由として、「適用される最低賃金額を知らなかった」が90事業場(66.2%)と最も多いほか、「高齢者には適用されないと思っていた」(14事業場、10.3%)など法令に対する誤解、認識不足もある。

【今後の対応】

愛知労働局では、違反事業場のうち最低賃金額を知らなかった事業場が6割を超えていること、平成28年改定前の最低賃金額820円以下で就労させていた事業場が多くみられたことから、さらなる広範な周知を行う。

- ① 過去3年間に違反のあった事業場に対する文書指導(約200件)
- ② 地方自治体、経営者団体、違反率の高い業種の事業者組合等の広報誌への記事掲載による周知(約190団体)
- ③ 新聞等のマスメディアを活用した広報

周知等に併せて、賃金額が愛知県最低賃金額を下回っている可能性がある場合には、最寄りの労働基準監督署へ相談するよう呼びかけを積極的に行う。

※ 愛知県の最低賃金額は、別添のリーフレット(愛知県の最低賃金)を参照願います。

※ 最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定(産業別)最低賃金として鉄鋼業など7業種の最低賃金が定められています。

※ 最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（平成29年1月～3月）

表1 監督実施事業場数、同労働者数

	監督実施事業場数	違反（最低賃金〈845円〉未満）事業場数		監督実施事業場労働者数（人）	最低賃金未満労働者数（人）
			うち最も低い賃金額が820円以下の事業場数		
地域別最低賃金適用事業場	554	136 [24.5%] ※1	111 [81.6%] ※2	9,755	486 [5.0%] ※3

注1 ※1の[]内の数字は、監督実施事業場数に対する割合（%）である。

注2 ※2の[]内の数字は、違反事業場数に対する割合（%）である。

注3 ※3の[]内の数字は、監督実施事業場労働者数に対する割合（%）である。

表2 監督指導実施状況の推移

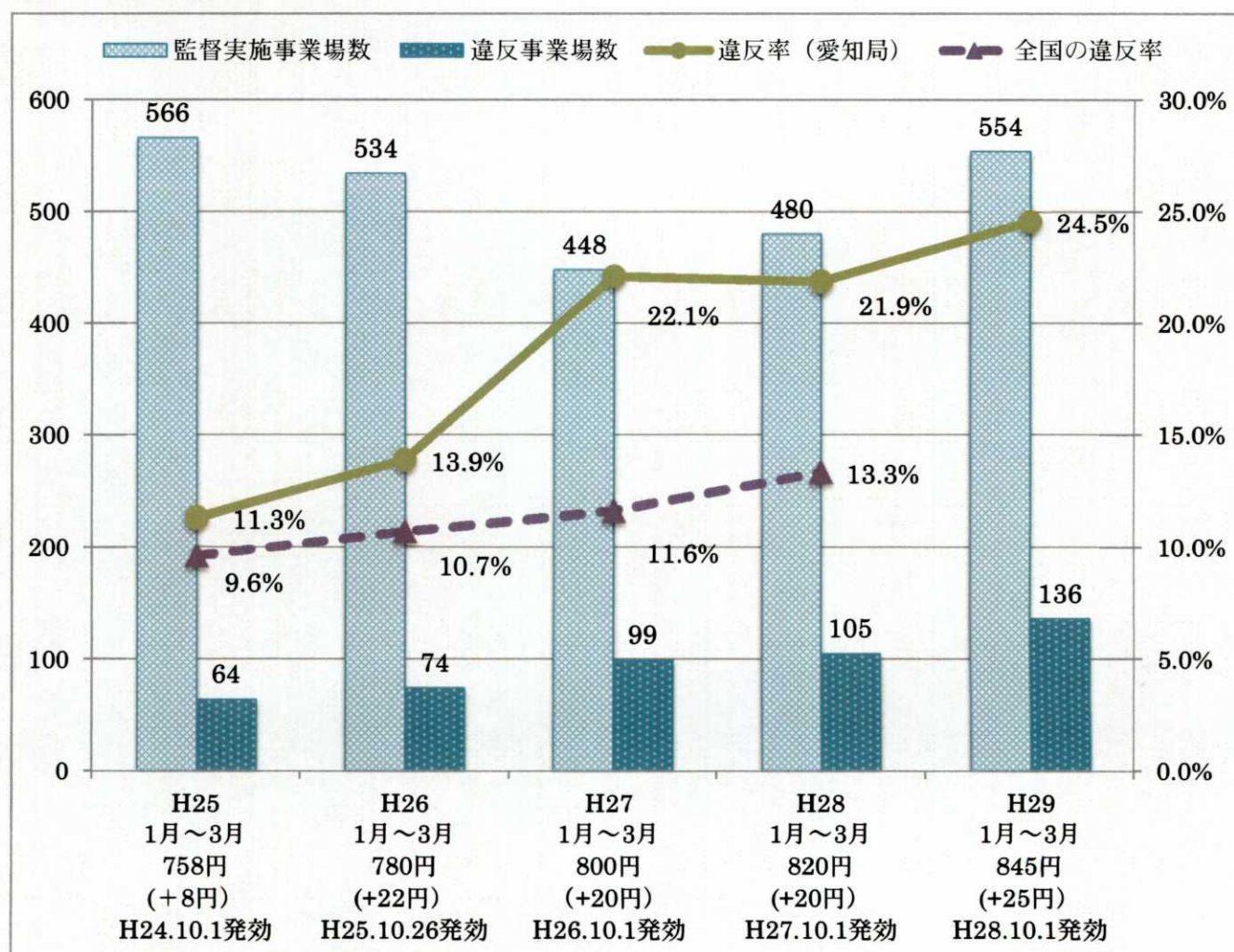


表3 最低賃金未満の労働者の状況

	監督実施事業場労働者数(人)		最低賃金未満労働者数(人)		
		うち女性		うち女性	うちパート・アルバイト
地域別最低賃金 適用事業場	9,755	5,510 [56.5%] ※1	486 [5.0%] ※2	396 [81.5%] ※3	460 [94.7%] ※4

注1 ※1、2の[]の数字は、監督実施事業場労働者数に対する割合(%)である。

注2 ※3、4の[]の数字は、最低賃金未満労働者数に対する割合(%)である。

表4 最低賃金未満労働者の年齢別内訳

年齢	労働者数(人)
17才以下	26 (5.3%)
18~19才	18 (3.7%)
20~29才	40 (8.2%)
30~39才	26 (5.3%)
40~49才	78 (16.0%)
50~59才	86 (17.7%)
60~64才	54 (11.1%)
65才以上	158 (32.5%)
合計	486 (100.0%)

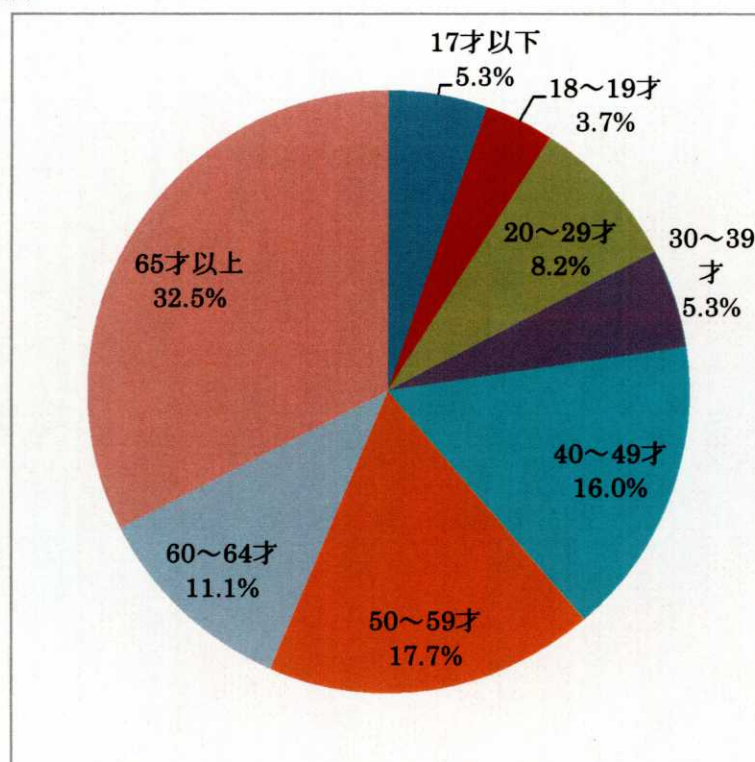


表5 監督実施事業数の業種別内訳

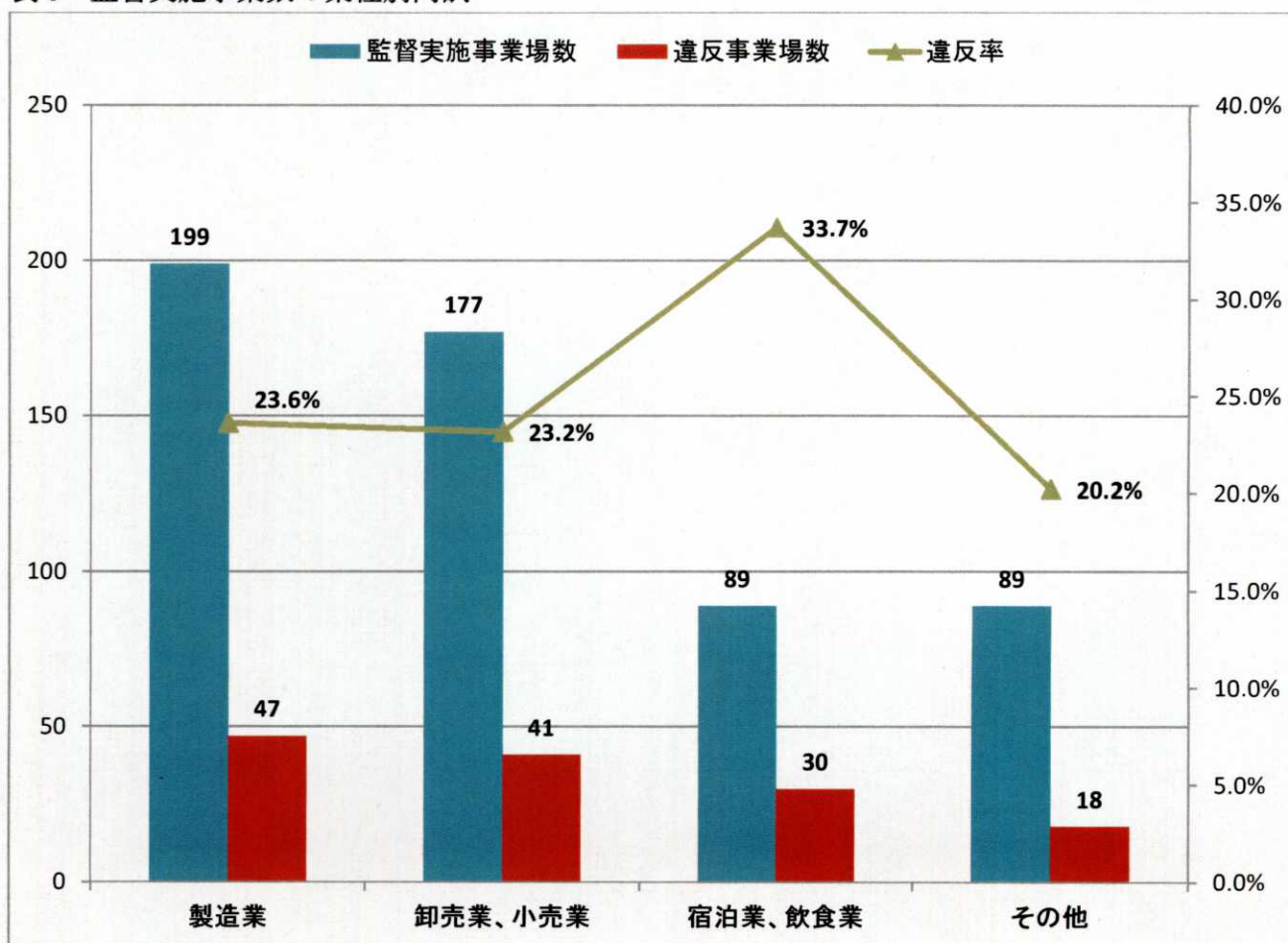


表6 違反事業場の業種別内訳

業種	違反事業場数
製造業	47 (34.6%)
卸売業 小売業	41 (30.1%)
宿泊業 飲食業	30 (22.1%)
その他	18 (13.2%)
合計	136 (100.0%)

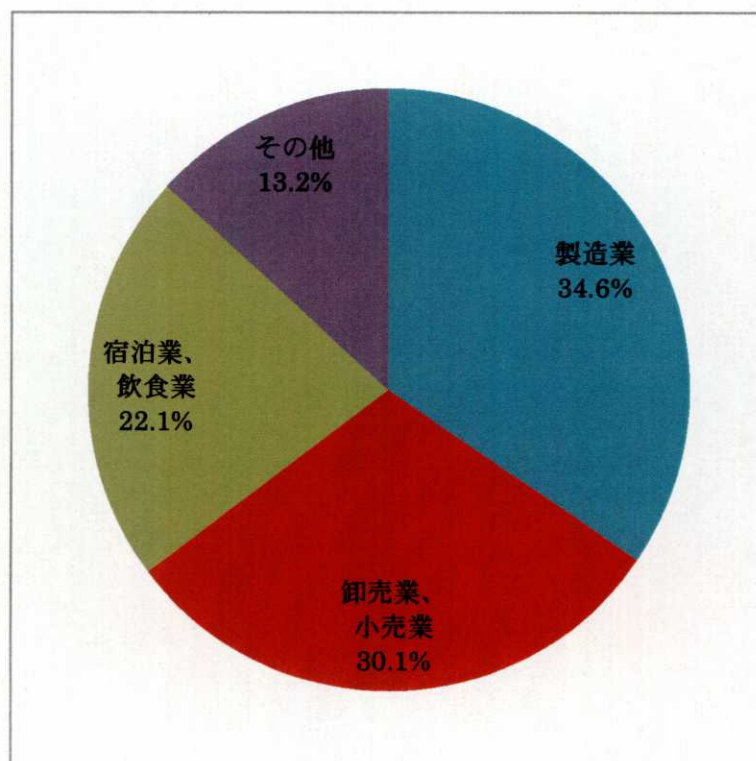


表7 最低賃金以上の賃金を支払っていなかった事業場における最低賃金に対する認識

理由	事業場数	割合
適用される最低賃金額を知っている	46	33.8%
適用される最低賃金額を知らない	90	66.2%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	79	58.1%
最低賃金が適用されることを知らなかった (最低賃金の存在を知らなかった)	11	8.1%

注 割合は、違反事業数（136）に対する割合（％）である。

表8 最低賃金以上を支払っていなかった理由

理由	事業場数	割合
適用される最低賃金額を知らなかった	90	66.2%
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった	16	11.8%
高齢者には適用されないと思っていた	14	10.3%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった	10	7.4%
労働者から最低賃金額未満でも働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	10	7.4%
賃金を時間額に換算して比較していなかった	8	5.9%
労働能力が低い場合には適用されないと思っていた	7	5.1%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた	1	0.7%
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた	1	0.7%
企業間取引の問題により、最低賃金額を支払うことができなかった	1	0.7%
その他（試用期間中は適用されないと思っていた等）	35	25.7%

注1 割合は、違反事業数（136）に対する割合（％）である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数（136）を超え、割合も100%を超える。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の条文（抄）

（地域別〈愛知県〉最低賃金に関する部分）

（最低賃金額）

第三条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4（略）

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3（略）

（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

愛知県の最低賃金

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

(地域別最低賃金)

〈効力発生日：平成28年10月1日〉

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	845	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。

(特定最低賃金)

〈効力発生日：平成28年12月16日〉

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	926	<p>左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。</p> <p>ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。</p> <p>適用除外労働者</p> <ol style="list-style-type: none"> 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 <ol style="list-style-type: none"> ① 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 ③ 輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 <small>建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。</small>	896	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	856	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 <small>(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。</small>	867	
輸送用機械器具製造業 <small>(建設用ショベルトラック製造業を含む。自動車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、舶用機関製造業を除く。)</small>	904	
各種商品小売業 <small>(衣・食・住にわたる商品を一括して、一事業場で小売する事業場が該当する。飲食料品の小売を中心とするコンビニエンスストアは該当しない。)</small>	847	
自動車(新車)小売業	888	

(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域別(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外労働・休日労働に対する賃金 ④深夜労働に対する割増賃金 ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

詳しくは、愛知労働局ホームページ (<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)、
愛知労働局労働基準部賃金課 (☎052-972-0257) 又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。
最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口 愛知県最低賃金総合相談支援センター
フリーダイヤル ☎0120-868-604 をご利用ください。

必ずチェック
最低賃金!
使用者も、労働者も

==== このチラシは事業場の見やすい場所に掲示してください。 ====